埼玉県のマスコット
『コバトン』

生　活　保　護　法

指定医療機関等の手引

彩　の　国
埼　玉　県

目　　次

第1　生活保護制度の概要 …… 1
第2　生活保護法指定医療機関 …… 1
第3　医療扶助の内容 …… 4
第4　医療扶助の実施方式 …… 5
第5　指定医療機関へのお願い …… 8
第6　指定施術者へのお願い …… 10
第7　診療報酬の請求手続 …… 11
第8　施術料の請求手続 …… 12
第9　県による指定医療機関個別指導 …… 12
第 10　受給証について …… 12

資　料

1　生活保護法(抄) …… 13
2　生活保護法施行令(抄) …… 18
3　生活保護法施行規則(抄) …… 18
4　指定医療機関医療担当規程 …… 22
5　生活保護法第 52 条第2項の規定による診療方針及び診療報酬 …… 24
6　福祉事務所一覧 …… 26

【凡例】

福祉事務所	市福祉事務所及び県福祉事務所
医療機関	往診医師及び往診歯科医師(医療法第5条第1項にいう「公衆又は特定多数人のため、往診のみによって診療に従事する医師若しくは歯科医師」)を含む。
医療機関等	上記医療機関と助産師及び施術者の総称とする。
被保護者	現に保護を受けている者
要保護者	現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者

第1　生活保護制度の概要

日本国憲法は国民に基本的人権の一つとして生存権を保障しており、その第25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。

生活保護制度は、憲法によって保障される生存権を具現化する制度として、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、国民の「最低限度の生活」を保障する最後のよりどころとしての役割を果たしています。

保護の種類は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類に分かれています。このうち医療扶助及び介護扶助は被保護者の医療及び介護を指定機関に委託して行う現物給付を原則としていますが、その他の扶助は金銭給付を原則としています。

保護の決定と実施に関する事務は、埼玉県では、県及び各市が設置する福祉事務所で行っています。

第2　生活保護法指定医療機関

1　生活保護法指定医療機関とは

医療扶助による医療を委託する機関であり、知事（政令市及び中核市については市長）が指定することとされており、この指定を受けた医療機関等を生活保護法指定医療機関といいます。（以下「指定医療機関」という。）

2　指定の基準

指定は、病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局の開設者の申請により行います。（生活保護法第49条の2）　※生活保護法（以下「法」という。）

（1）指定の要件

同法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定医療機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

・ 当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
・ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
・ 申請者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき。

・ 申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）

・ 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

（2）指定の取消要件

指定医療機関が、生活保護法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

（取消要件の例）

・ 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。

・ 指定医療機関の開設者が、拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

・ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき 。

・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

3 指定を受けるための手続

この指定を受けようとする医療機関等は、各種手続きごとの様式に所定の事項を記載の上、各提出先へ提出してください。様式は関東信越厚生局指導監査課又は埼玉県のホームページからダウンロード可能です。（以下参照）

<table>
<tr><th>種別</th><th>申請者</th><th colspan="2">手続き内容</th><th>様式</th><th>提出先</th></tr>
<tr><td rowspan="3">医科・歯科・薬局</td><td rowspan="3">開設者</td><td>保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う</td><td>指定申請・更新・変更・廃止・休止・再開・辞退</td><td>関東信越厚生局の様式</td><td>関東信越厚生局指導監査課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">指定医療機関のみの申請等を行う</td><td>指定申請・変更・廃止・休止・再開・辞退</td><td>埼玉県の様式</td><td>所在地を管轄する福祉事務所</td></tr>
<tr><td>更新</td><td>埼玉県の様式</td><td>埼玉県社会福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">訪問看護ステーション</td><td rowspan="2">開設者</td><td colspan="2">指定申請・変更・廃止・休止・再開・辞退</td><td>埼玉県の様式</td><td>所在地を管轄する福祉事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">更新</td><td>埼玉県の様式</td><td>埼玉県社会福祉課</td></tr>
<tr><td>施術機関</td><td>開設者</td><td colspan="2">全ての申請・届出</td><td>埼玉県の様式</td><td>施術所の所在地を管轄する福祉事務所</td></tr>
<tr><td>施術機関</td><td>勤務者</td><td colspan="2">全ての申請・届出</td><td>埼玉県の様式</td><td>施術者の住所を管轄する福祉事務所</td></tr>
</table>

様式のダウンロード先

・関東信越厚生局指導監査課ホームページ（保険医療機関の申請と併せて行う場合）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html

関東信越厚生局 ＞ 申請等手続き ＞ 指導監査課 ＞ 保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出

・埼玉県ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/iryouhujyo/yoshiki1.html

埼玉県 ＞ 健康・福祉 ＞ 生活福祉 ＞ 生活保護 ＞ 資料・様式 ＞ 指定機関（医療）の指定申請書等届出様式

4　指定の通知

知事が医療機関等を指定したときは、県報に告示するとともに、医療機関又は助産師若しくは施術者に指令書を送付します。ただし、医療機関の指定更新の場合は県報への告示は行わず指令書の送付のみになります。

5　指定後の届出事項

指定医療機関となった後は、変更、廃止、休止、再開、辞退等の届出事項の事由が生じた場合、その届出を行うに至った事由が発生した日から10日以内に、指定申請と同様の提出先へ届出をしてください。

6　指定の更新について

平成26年7月1日の生活保護法の改正により、同法の医療機関の指定は更新制となりました。

6年ごとに更新の手続きをしなければ、その効力が失われます。指定の有効期間は健康保健法の有効期間と同じになります。介護保険法により指定を受けている訪問看護事業者は介護保険法の有効期間となります。

ただし、指定医療機関のうち、個人開業の病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局※については、その効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申し出がない時は、更新の申請があったものとみなし、更新手続きの必要はありません。更新手続きが必要な場合は、指定有効期間の満了前に更新の案内のお知らせを送付させていただきます。引き続き生活保護法指定機関として御協力いただける場合は、保険医療機関の更新と併せて指定医療機関の更新を行うことも可能です。なお、届出先は指定申請と同様です。

※個人開業の病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局とは、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤を行っている者、又はその配偶者等（同一世帯）のみが診療若しくは調剤に従事している者を指します。

第3　医療扶助の内容

1　医療給付の範囲

（1）診　察

（2）薬剤又は治療材料

（3）医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

（4）居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（5）病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（6）移　送

上記は、健康保険及び国民健康保険の療養の給付と療養費の支給の範囲を併せたものとほぼ同様です。

2 診療方針及び診療報酬

医療扶助の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例、指定医療機関医療担当規程（P.22参照）及び「生活保護法第 52 条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（P.24参照）によることとされています。

歯科材料としての金（金位14カラット以上の合金）、特定療養費の支給に係るもの、保険外の診療や材料等、生活保護法の医療扶助として認められないものがありますので御注意ください。

第4 医療扶助の実施方式

1 現物給付

「生活保護制度の概要」の項で述べたとおり、医療扶助は現物給付を原則としています。

2 申請保護の原則

医療扶助は要保護者（被保護者）である患者からの申請があって初めて開始されます。したがって、医療扶助を受けようとする患者は、まず、所管の福祉事務所に申請しなければなりません。ただし、患者が急迫した状況等にあるときは申請がなくても、医療機関からの連絡等により必要な保護を行います。医療機関は速やかに所管の福祉事務所へ連絡をお願いします。

＜医療扶助の流れ＞

医療機関（医療券）

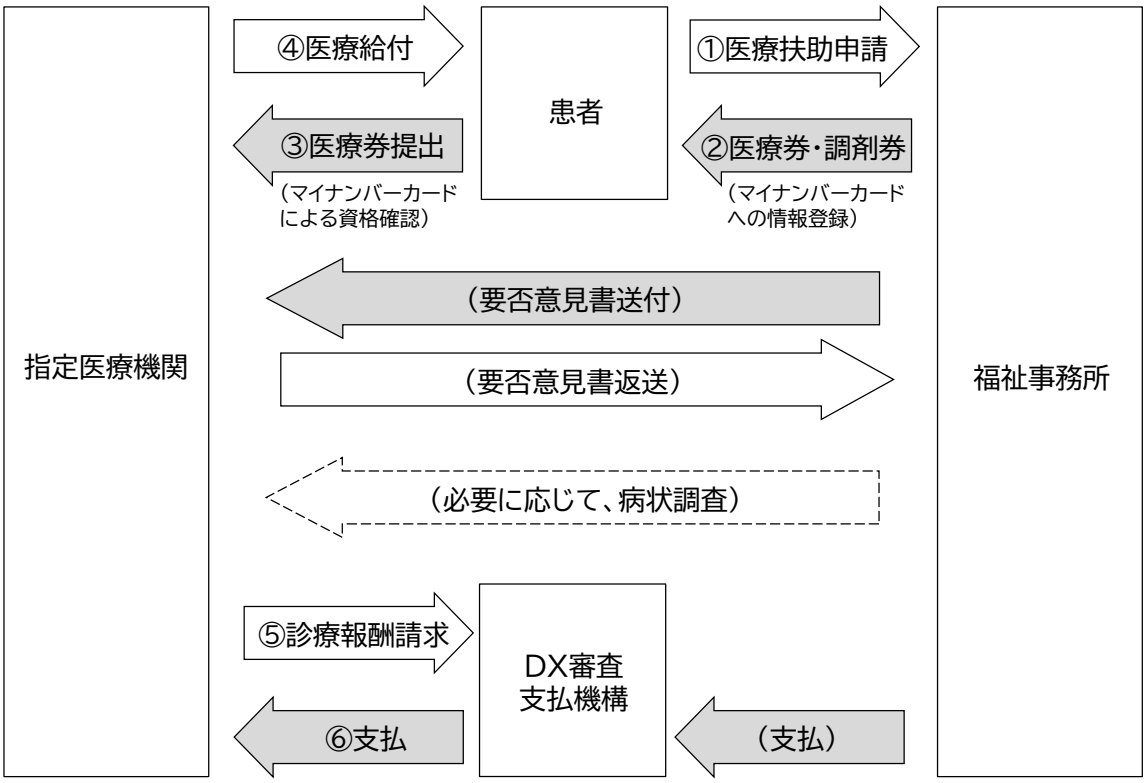

施術者・助産師

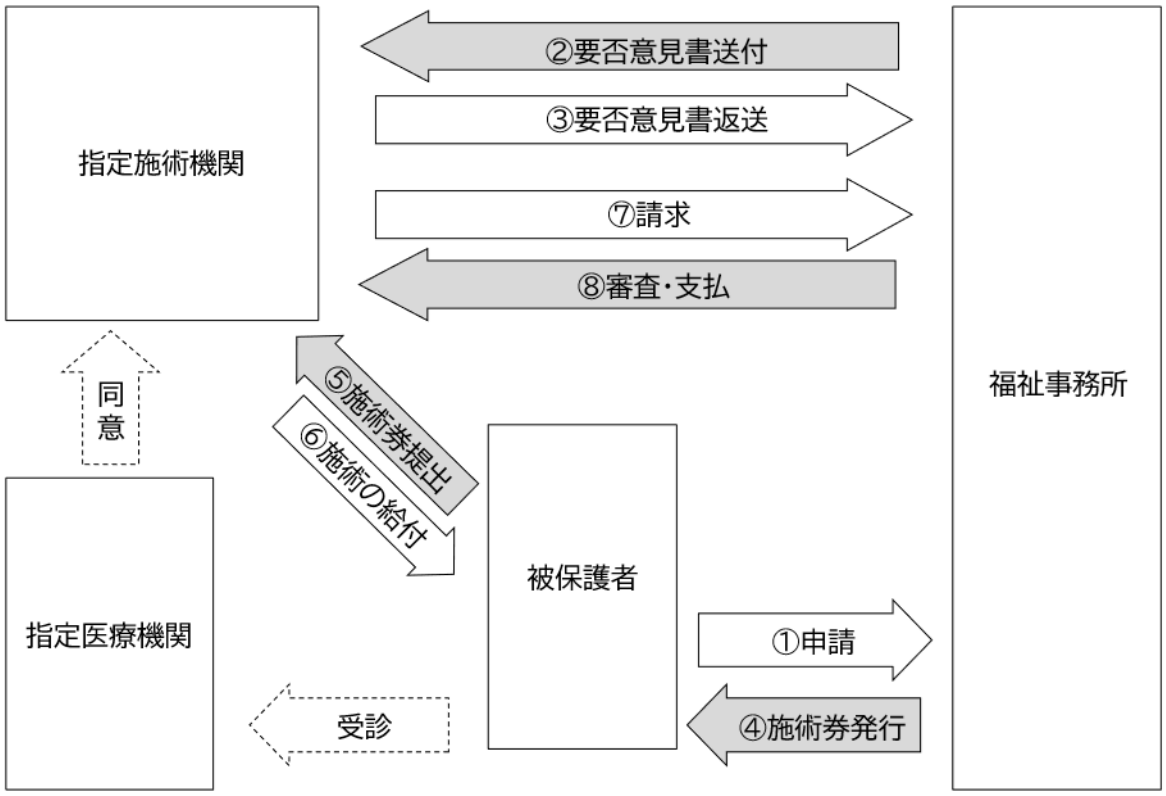

3 医療券等

福祉事務所では、医療扶助の申請を受理すると、医療の必要性を検討した上で医療扶助の適用を決定し、その都度「医療券・調剤券」、「治療材料券」、「施術券」を発行します。このような方式は健康保険と異なり、医療扶助の特徴と言えます。

健康保険ではあらかじめ交付されている被保険者証があり、患者はこれを医療機関等に提示することにより医療を受けますが、生活保護にはこうしたいわゆる「保険証」のような目的（定期的に提示して受診する目的）で交付されているものはありません。

しかし、夜間・休日などで福祉事務所が閉庁している時や急病になったときは、医療券・調剤券等の発行がないまま医療機関等に受診することがあります。こうした場合は、福祉事務所からあらかじめ交付してある「受給証」（生活保護を受給していることを証明するもの）を提示するよう指導していますので、生活保護受給者が夜間・休日等で受給証を提示して受診したときは、受給証に記載されている氏名、年齢、福祉事務所名等を御確認の上、診療していただくようお願いします。医療券・調剤券等は、患者から連絡を受けた後、福祉事務所が発行します。

※医療券・調剤券（生活保護法単独用）による診療報酬の請求手続については、「第7　診療報酬の請求手続」（P.11）、施術券による施術報酬の請求手続については、「第8　施術料の請求手続」（P.12）を参照してください。

また、医療券・調剤券は、福祉事務所における支払済レセプトの点検により疑義が生じ、資格確認等の照会を行う場合に必要となることがありますので、完結してから5年間保管をするようお願いします。

なお、医療券・調剤券は、各指定医療機関において処分をしてください。（個人情報が含まれるため、焼却又はシュレッダー等による確実な処分をお願いします。）

※医療券・調剤券は、通常、医療券と表現するため、次ページから医療券・調剤券を医療券と記載します。

4　オンライン資格確認

医療扶助のオンライン資格確認が令和6年3月から開始されました。患者の資格情報等をオンラインで確認することにより、医療機関・薬局の窓口で直ちに資格確認ができるようになります。また、患者の同意があれば、医療機関・薬局で診療情報、薬剤情報等が閲覧可能になります。

ただし、患者がマイナンバーカードを保有していない場合や、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療機関・薬局を受診等する場合等においては、上記3のとおり紙の医療券が発行されます。

医療扶助のオンライン資格確認の運用開始の状況は、福祉事務所により異なりますので、該当の福祉事務所にお問い合わせください。

5　各給付要否意見書

医療の内容は多種多様であり、その必要性、内容及び程度の決定に当たっては専門的・技術的判断が要請されます。このため、福祉事務所が医療扶助による各給付の決定を行うに当たっては、指定医療機関の意見を基に行うこととされています。

指定医療機関の意見は、福祉事務所で発行する各給付要否意見書に記入していただきます。

なお、各給付要否意見書は、作成後速やかに福祉事務所に返送してください。福祉事務所は、各給付要否意見書の意見により医療扶助を決定し医療券等を発行しますので、各給付要否意見書の返送が遅れると医療券等の発行も遅くなります。

また、各給付要否意見書は、無償での交付をお願いいたします。

各給付要否意見書には次の種類があります。

（1）医療要否意見書

入院及び入院外医療の要否についての意見を記入していただくもの

（2）精神疾患入院要否意見書

（3）給付要否意見書

治療材料、施術（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう）及び移送費の給付の要否についての意見を記入していただくもの

（4）訪問看護要否意見書

6　病状調査

福祉事務所では、指定医療機関等を訪問し、委託患者の状況を調査し、主治医からお話を聞かせていただくなどの「病状調査」を行っています。

これは、患者の実態を的確に把握して適切な生活指導等を行うために必要なものですので、御協力をお願いいたします。

また、福祉事務所では、長期入院・長期外来患者の実態把握や、頻回受診者に対する適正な受診指導、療養病棟等に180日を超えて入院している患者に対する特別基準設定等、近年増大する医療扶助費の適正化のため、必要な場合は主治医訪問による患者の確認を実施しています。その際には、調査等に御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

第5　指定医療機関へのお願い

1　患者の受診時

（1）患者が医療券を提出して受診する場合

患者は福祉事務所から医療券の交付を受け、医療機関の窓口に医療券を提出して受診することになっています。

なお、医療券に記載された性別や年齢等からみて、医療券がその患者に対して発行されたものとは思われない場合又は医療券に改ざんの跡があるなどの場合には、その医療券を発行した福祉事務所に連絡し、確認してください。

また、医療券には暦月を単位として有効期間が記入されていますので、この点にも御注意ください。

（2）患者が医療券を持たずに受診する場合

ア　患者がマイナンバーカードを持って受診する場合

マイナンバーカードにより、資格確認を行ってください。患者からの申請により、福祉事務所が医療券情報を登録していれば、有効な資格情報が表示されます。

未委託の医療機関等で資格確認を行った場合（福祉事務所が、医療券情報を登録していない場合）、公費負担者番号や受給者番号等の必要な情報が表示されませんので、その患者の保護を行っている福祉事務所に御連絡ください。なお、医療などの委託を受けていない状態で受診等があり、事後的に福祉事務所にて医療券情報の登録が行われた場合、患者の再来院なしでその患者の情報を取得することが可能です。

イ　患者が町村長の発行する連絡書を提出して受診する場合

町村部では町村役場又は県福祉事務所で医療扶助の申請を受け付けています。この場合、役場は申請書を県福祉事務所に送付するとともに、医療機関に対する連絡書を発行し、患者はこの連絡書を提出して受診することになっています。

連絡書に記載された性別や年齢等からみて、連絡書がその患者に対して発行されたものとは思われない場合又は連絡書に改ざんの跡があるなどの場合には、その連絡書を発行した町村役場又は所

管の県福祉事務所に連絡し、確認してください。

また、連絡書には、県福祉事務所における申請受理後の処理が記載されていますので、その内容（医療券及び要否意見書等の発行について）を御確認ください。

なお、医療扶助のオンライン資格確認開始後も、申請書及び連絡書の運用は変わりません。

ウ　患者が医療要否意見書を持って受診する場合

指定医療機関の意見を基に医療扶助の要否の決定（医療扶助を行う必要があるかどうか）を行いますので、患者が持参した医療要否意見書に所要事項を記入の上、速やかに福祉事務所に御返送ください。医療券は、医療要否意見書等に記載された意見を基に医療扶助の適用が決定され次第、福祉事務所から医療機関に直接送付します。

エ　患者が受給証を持って受診する場合［夜間・休日及び急病等に限定］

夜間・休日などで福祉事務所が閉庁しているときや急病になって、患者が受給証を提示し受診するときは、受給証に記されている有効期間、患者の氏名、年齢、福祉事務所名等を御確認の上、診療をお願いします。

この場合、お手数ですが受給証を発行した福祉事務所まで速やかに御連絡ください。

オ　患者が何も持たずに受診する場合

上記以外で、医療券を持たない患者が、福祉事務所からの連絡なしに受診した場合には、その患者の保護を行っている福祉事務所に御連絡ください。

なお、患者が急迫した状況にあるため医療券を発行する余裕のない場合等は、福祉事務所から指定医療機関にその状況を連絡の上、医療券を発行しないで治療等お願いする場合があります。医療券はその後直ちに発行します。

カ　救急患者（要保護者）の場合

救急で搬送されてきた患者が生活保護法による保護を要すると思われるときは次の区分に従って、速やかに連絡をお願いします。

（ｱ）町村部に居住地のある患者

患者の住所又は居所のある町村役場又はその町村を所管する県福祉事務所

（ｲ）市部に居住地のある患者

患者の居住地のある市の福祉事務所

２　患者の入退院時

患者が入院を必要とする場合及び退院が可能となった場合、患者が所定の手続をすることができるよう、必要な援助をお願いします。また、併せて福祉事務所にも御連絡ください。

３　患者の入院中

（1）入院患者の医療券

必要な医療券は順次、福祉事務所から医療機関に直接送付します。

（2）入院患者預かり金の管理

入院患者がその病状等から金銭の管理を行うことができない場合、医療機関にその管理をお願いすることがあります。

預かり金については、出納簿を用意したりするなど、常に出納状況を明らかにするよう御協力をお願いします。

4 後発医薬品の使用のお願い

平成30年10月１日から医師又は歯科医師が医学的知見に基づき、後発医薬品の使用ができると認めた場合は、原則として後発医薬品の使用（又は処方）するようお願いいたします。また、薬局は、後発医薬品の確保に努めるようお願いします。

5 服薬状況等の確認のお願い

令和8年4月1日より、被保護者は原則受診時にお薬手帳を持参することとなりました。医療機関・薬局においては、電子処方箋管理サービスの薬剤情報・お薬手帳で服薬状況等を御確認の上、処方・調剤をお願いします。

また、お薬手帳等を持参しない場合においては、次回受診時にはお薬手帳を必ず持参するよう、指導をお願いします。指導したのにもかかわらず、なお持参しない場合については、医療機関においては当該被保護者に係る医療要否意見書の「福祉事務所への連絡事項」欄にその旨を記載する等の方法により、薬局においては、その都度、架電等の方法により、福祉事務所に連絡していただくようあわせて御協力をお願いします。

第6 指定施術者へのお願い

「第5 指定医療機関へのお願い」の1（1）及び1（2）イ～オと同様に御協力をお願いします。文中の医療機関は施術機関と、医療要否意見書は給付要否意見書と、医療券は施術券と読み替えてください。なお、施術については、オンライン資格確認の対象外です。（令和8年10月時点）

施術の給付に当たっては、必要最小限の施術を原則としています。

施術が患者にとって、治療上不可欠である場合に限り認められるものですので、単なる肩こりや慰安のためにする施術は認められません。

第7　診療報酬の請求手続

1　診療報酬明細書

診療報酬の請求に当たっては、医療機関で御用意いただいている診療報酬明細書を使用してください。ただし、療養病棟等に180日を超えて入院している患者であって、厚生労働大臣が定める状態等にある者に該当しない者については、本来、被保護入院患者が支払うべき入院基本料等相当額（以下「特別料金分」という。）について、福祉事務所において特別基準の設定を行った上で、医療機関に「長期入院患者に係る診療報酬請求書」を送付することになっています。特定療養費（保険給付対象部分）については、診療報酬明細書を使用していただき、特別料金分については、福祉事務所から送付された「長期入院患者に係る診療報酬請求書」を使用し、福祉事務所あて御請求ください。

2　請求先等

請求先は、医療保険と同様に医療情報基盤・診療報酬審査支払機構となっています。また、診療報酬の支払われる時期及び方法等も医療保険と同様です。

ただし、特別料金分（「長期入院患者に係る診療報酬請求書」による請求）については　直接、福祉事務所に請求を行ってください。福祉事務所において請求内容等を審査した上で、指定医療機関への支払いを行います。

3　請求上の注意

（1）被保護者の診療又は調剤の給付に当たっては、医療券の有無を確認してください。なお、医療券を有しない被保護者であって緊急を要する場合には、診療後速やかにその患者の保護を行っている福祉事務所に連絡し、医療券を受領の上で、診療報酬等を請求してください。

（2）指定医療機関は、医療券から診療報酬明細書へ必要事項を転記することとなります。
福祉事務所が交付する医療券の受給者番号を毎月確認し、正確に転記してください。

（3）「本人支払額」欄に金額が記載されている場合は、この額について本人から支払を受けてください。診療報酬については、この本人支払額を控除した分が支払われることになります。

（4）特別料金分については、「長期入院患者に係る診療報酬請求書」に記載された計算方法により請求をお願いします。
記載された計算方法による差引請求額より、請求額が高額となる場合には、医療扶助による支払いが行えませんので御協力をお願いします。

第8　施術料の請求手続

1　施術報酬請求明細書

ほとんどの福祉事務所において、施術券が施術報酬請求明細書となっています。（施術券が施術報酬請求明細書になっていない場合は、御用意いただいている療養費支給申請書等を使用してください。）

施術の費用は、施術料金の算定方法に基づき、知事と関係団体等との間で協定して定めた額以内となります。埼玉県柔道整復師会等に所属していない施術者は、埼玉県知事と施術料金等に関して協定を結んでいただきます。指定申請の際に協定書2部の提出をお願いします。

2　請求先等

施術報酬請求明細書及び当月施術分を取りまとめて作成した施術報酬請求書を、翌月10日までに福祉事務所に提出し、施術料の請求を行ってください。

福祉事務所で審査の上、指定施術機関への支払いを行います。

3　請求上の注意

「本人支払額」欄に金額が記載されている場合は、この額について本人から支払いを受けてください。施術報酬については、この本人支払額を控除した分が支払われることになります。

第9　県による指定医療機関個別指導

指定医療機関に県（社会福祉課等）の職員が出向いて、被保護者に対する適切な処遇の確保や福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制の確保を目的として、面接懇談方式により指導をします。

なお、実施に当たっては、事前に日時等について医療機関の御都合を伺った上、文書で通知しますので、御協力をお願いします。

第 10　受給証について

生活保護の受給者が医療扶助の給付を受けようとする場合は、福祉事務所の発行する医療券等を持参することが原則となっていますが、夜間・休日などで福祉事務所が閉庁しているときや急病になって福祉事務所に医療券等の交付を申請できないときは、円滑な医療を進めるために、各生活保護受給世帯に生活保護の受給者であることを証明する「受給証」を交付することとしています。

1 生活保護法（抄）

昭和25年5月4日
法 律 第 １ ４ ４ 号

（この法律の目的）

第１条 この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（種類）

第 11 条 保護の種類は、次のとおりとする。

一 生活扶助
二 教育扶助
三 住宅扶助
四 医療扶助
五 介護扶助
六 出産扶助
七 生業扶助
八 葬祭扶助

２ 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（医療扶助）

第 15 条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察
二 薬剤又は治療材料
三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 移送

（報告、調査及び検診）

第 28 条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条（第 3 項を除く。次項及び次条第 1 項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

２ 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

３ 第 1 項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票

を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 保護の実施機関は、要保護者が第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（医療扶助の方法）

第 34 条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第145 号）第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第 14 条の 4 第 1 項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第２項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第 55 条第 1 項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 被保護者は、第 2 項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。

6 前項の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保護の実施機関から回答を受けて当該情報を医療の給付を受ける医療機関に提供し、当該医療機関から医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることをいう。

7 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

8 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

（医療機関の指定）

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 50 条第 2 項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあ

るのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第 49 条の 3 第 49 条の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第 68 条第 2 項の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定医療機関の義務）

第 50 条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 49 条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第 51 条 指定医療機関は、30 日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七　指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

八　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十　指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

第 52 条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

（医療費の審査及び支払）

第 53 条　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3　都道府県知事は、第 1 項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5　第 1 項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

（報告等）

第 54 条　都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

（助産機関及び施術機関の指定等）

第 55 条　都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2　第 49 条の 2 第 1 項、第 2 項（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）及び第 3 項の規定は、前項の指定について、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条（第 2 項第 4 号、第 6 号ただし書及び第 10 号を除く。）及び第 54 条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第 49 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第 4 号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取

消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第３項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 50 条第１項中「指定医療機関」とあるのは「第 55 条第１項の規定により指定を受けた助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下この章においてそれぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」という。）」と、同条第 2 項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第 50 条の 2 中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第 51 条第１項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第 2 項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第１号から第３号まで及び第 5 号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第 6 号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第 7 号から第 9 号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第 54 条第１項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 生活保護法施行令（抄）

昭和25年5月20日
政 令 第 １ ４ ８ 号

（政令で定める機関）

第４条 法第 49 条に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第１項に規定する指定訪問看護事業者

二 介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第８条第４項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）

3 生活保護法施行規則（抄）

昭和25年5月20日
厚 生 省 令 第 ２ １ 号

（指定医療機関の指定の申請）

第 10 条 法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第 6 項の規定により申請を行う場合にあつては、第 3 号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地

二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名

三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨

四 法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで（同条第 4 項（法第 49 条の 3 第 4 項及び第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 49 条の 3 第 4 項、第 54 条の 2 第 5 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する旨（以下「誓約事項」という。）

五 その他必要な事項

2 法第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 4 条各号に掲げるもの（以下「指定訪問看護事業者等」という。）を含む。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項（第 6 項の規定により申請を行う場合にあつては、第 7 号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等にあつては、当該指定に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地

二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地

三 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その開設者の氏名

四 指定訪問看護事業者等にあつては、その開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

五 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その管理者の氏名

六 指定訪問看護事業者等にあつては、その管理者の氏名、生年月日及び住所

七 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

八 誓約事項

九 その他必要な事項

3 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣による指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第 1 項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

4 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（指定訪問看護事業者等を除く。）は、第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県知事による指定の更新を受けようとする指定訪問看護事業者等は、第 2 項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日を記載した申請書又は書類を、当該

指定に係る訪問看護ステーション等の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6　第１項から第４項までの規定による申請（第２項の規定による申請のうち指定訪問看護事業者等に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第 65 条第 1 項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする場合には、当該指定の申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局（地方厚生局又は地方厚生支局に分室がある場合においては当該分室。以下「地方厚生局等」という。）を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）第 3 条第 2 項に規定する申請書により行うものとする。

（保護の実施機関の意見聴取）

第 11 条　法第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項若しくは第 55 条第 1 項又は第 49 条の 3 第 1 項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第 10 条第 2 項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第 10 条の 6 第 2 項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

（指定の告示）

第 12 条　厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3（同条第 1 号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定年月日

二　病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地

三　指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地

四　助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

（変更等の届出）

第 14 条　法第 50 条の 2（法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第 49 条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第 10 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第 10 条第 2 項各号（第 8 号を除く。）に掲げる事項とし、法第 54 条の 2 第 1 項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第 10 条の 6 第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第 2 項各号（第 6 号を除く。）に掲げる事項とし、法第 55 条第 1 項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第 10 条の 8 第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項（次項第 1 号において「届

出事項」という。)とする。

2 法第 50 条の 2 の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出(指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。)は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。

4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項若しくは第 75 条の 2 第 1 項、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 7 条第 1 項、歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 7 条第 1 項、介護保険法第 77 条第 1 項、第 78 条の 10 第 1 項、第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 101 条、第 102 条、第 103 条第 3 項、第 104 条第 1 項、第 114 条第 1 項、第 114 条の 6 第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項、第 115 条の 19 第 1 項、第 115 条の 29 第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 14 条第 1 項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)第 9 条第 1 項若しくは第 11 条第 2 項又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)第 8 条第 1 項若しくは第 22 条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10 日以内に、法第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

5 法第 54 条の 2 第 3 項に規定する別表第 2 指定介護機関(介護予防・日常生活支援事業者に限る。)について、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号から第 6 号までの規定による届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち法第 54 条の 2 第 6 項において準用する法第 50 条の 2 の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。

(変更等の告示)

第 14 条の 2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3(第 2 号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第 15 条 法第 51 条第 1 項(法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第 49 条、第 54 条の 2 第 1 項又は第 55 条第 1 項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出(指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。)は、同時に健康保険法第 79 条第 1 項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第 10 条第 1 項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第 16 条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 55 条の 3(第 3 号及び第 4 号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項とする。

（情報の提供の求め）

第 16 条の 2 都道府県知事は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、法第 49 条の指定、法第 49 条の 3 第 1 項の指定の更新又は法第 51 条第 2 項の指定の取消し若しくは効力の停止を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

4 指定医療機関医療担当規程

昭和25年8月23日厚生省告示第222号
改正　令和8年3月6日厚生労働省告示第79号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

第 1 条　指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第 2 条　指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第 3 条　指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第 4 条　指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第 5 条　指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

一　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

二　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

三　移送

四　歯科の補てつ

（後発医薬品）

第 6 条　指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第 34 条第 3 項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たつては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2　指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3　指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬

剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(服薬状況等の確認)

第6条の2　医師等は、診察を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第12条の2第1項に規定する電磁的記録、同条第3項の情報若しくは同条第5項の情報又は患者の薬剤服用歴その他の情報を1元的かつ経時的に管理できる手帳(次項において「薬剤情報等」という。)を活用する方法により確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

2　指定医療機関である薬局の薬剤師は、調剤を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、薬剤情報等を活用する方法により確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

(証明書等の交付)

第7条　指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2　指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条　指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条　指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条　指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一　患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二　患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条　指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条　指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

（準用）

第13条　第１条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第１条から第５条まで、第７条第１項及び第８条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

5　生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和３４年５月６日
厚生省告示第125号
改正　平成28年3月31日厚生労働省告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第52条第２項（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、生活保護法第52条第２項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年１月１日から適用し、生活保護法第52条第２項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和25年８月厚生省告示第212号）は、昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第２項の規定による診療方針及び診療報酬

1　歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。

2　国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第２条第７号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第４項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。

3　前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第１項第１号に掲げる場合の例による。

4　前３項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の基本原理及び原則に基づき国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。

5　75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第８条第４項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第４項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第１項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。

6　指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第 3 項(同法第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定めの契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあつては現在地とし、同条第 3 項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定の例による。

7　指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

8　第 6 項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第 6 項の規定は、これを適用しない。

埼玉県の実施機関（市福祉事務所及び県福祉事務所）

令和8年10月現在

市福祉事務所		
市名	所在地	電話番号
熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048(524)1111
行田市	行田市本丸 2-5	048(556)1111
秩父市	秩父市熊木町 8-15	0494(22)2211
所沢市	所沢市並木 1-1-1	04(2998)9201
飯能市	飯能市双柳 1-1	042(973)2111
加須市	加須市三俣 2-1-1	0480(62)1111
本庄市	本庄市本庄 3-5-3	0495(25)1111
東松山市	東松山市松葉町 1-1-58	0493(23)2221
春日部市	春日部市中央7-2-1	048(736)1111
狭山市	狭山市入間川 1-23-5	04(2953)1111
羽生市	羽生市東 6-15	048(561)1121
鴻巣市	鴻巣市中央 1-1	048(541)1321
深谷市	深谷市仲町 11-1	048(571)1211
上尾市	上尾市本町 3-1-1	048(775)5111
草加市	草加市高砂 1-7-36 NTT ビル１階	048(922)1245
蕨市	蕨市中央 5-14-15	048(432)3200
戸田市	戸田市上戸田 1-18-1	048(441)1800
入間市	入間市豊岡 1-16-1	04(2964)1111
朝霞市	朝霞市本町 1-1-1	048(463)1111
志木市	志木市中宗岡 1-1-1	048(473)1111
和光市	和光市広沢 1-5	048(464)1111
新座市	新座市野火止 1-1-1	048(477)1111
桶川市	桶川市泉 1-3-28	048(786)3211
久喜市	久喜市下早見 85-3	0480(22)1111
北本市	北本市本町 1-111	048(591)1111
八潮市	八潮市中央 1-2-1	048(996)2111
富士見市	富士見市鶴馬 1800-1	049(251)2711
三郷市	三郷市花和田 648-1	048(953)1111
蓮田市	蓮田市黒浜 2799-1	048(768)3111
坂戸市	坂戸市千代田 1-1-1	049(283)1331
幸手市	幸手市天神島 1030-1	0480(42)8435
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市三ッ木 16-1	049(271)1111
日高市	日高市南平沢 1020	042(989)2111
吉川市	吉川市きよみ野 1-1	048(982)5111
ふじみ野市	ふじみ野市福岡 1-1-1	049(261)2611
白岡市	白岡市千駄野 432	0480(92)1111

県福祉事務所（下段は所管町村名）		
名称	所在地	電話番号
東部中央	春日部市大沼 1-76	048(737)2132
伊奈町（北足立郡）・松伏町・杉戸町（北葛飾郡） 宮代町（南埼玉郡）		
西部	坂戸市石井 2327-1	049(283)6780
毛呂山町・越生町・三芳町（入間郡） 滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町 ときがわ町・鳩山町（比企郡）東秩父村（秩父郡）		
北部	本庄市前原 1-8-12	0495(22)0101
美里町・神川町・上里町（児玉郡）寄居町（大里郡）		
秩父	秩父市桜木町 8-18	0494(22)6228
横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町（秩父郡）		

さいたま市（政令市）の福祉事務所		
西	西区西大宮 3-4-2	048(620)2654
北	北区宮原町 1-852-1	048(669)6054
大宮	大宮区吉敷町 1-124-1	048(646)3054
見沼	見沼区堀崎町 12-36	048(681)6054
中央	中央区下落合 5-7-10	048(840)6054
桜	桜区道場 4-3-1	048(856)6164
浦和	浦和区常盤 6-4-4	048(829)6121
南	南区別所 7-20-1	048(844)7164
緑	緑区中尾 975-1	048(712)1164
岩槻	岩槻区本町 3-2-5	048(790)0156

川越市（中核市）の福祉事務所		
川越市	川越市元町 1-3-1	049(224)8811

越谷市（中核市）の福祉事務所		
越谷市	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048(964)2111

川口市（中核市）の福祉事務所		
川口市	川口市青木 2-1-1	048(258)1110

生活保護法指定医療機関等の手引

令和８年 10 月発行

編集・発行　埼玉県福祉部社会福祉課
医療保護・生活困窮者支援担当

〒３３０－９３０１
埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
電　話　０４８－８３０－３２８２（直通）
ＦＡＸ　０４８－８３０－４７８２
E-mail　a3270-01@pref.saitama.lg.jp